

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	21年8月4日～22年1月29日
評価調査者番号	① H17-a001
	② H16-b002
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 八幡野保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 原田 正江	開設年月日 平成14年4月1日
設置主体： 経営主体： 社会福祉法人 厚生保育会	定員 80人 (利用人数) 96人
所在地：〒413-0232 伊東市八幡野 1189-170	
連絡先電話番号： 0557-54-2700	FAX番号 0557-54-2700
ホームページアドレス	http://www.

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター ・休日保育 ・一時預かり ・早朝保育 ・長時間保育 	入園式 納涼保育 クリスマス会 社会見学 防災訓練 保育参観 運動会 節分会 交通安全教室 盆踊り大会 生活発表会 ひなまつり 卒園式
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・保育室 7室・調乳室 1室 ・沐浴室 1室・ 	遊戯室 教材室 調理室 事務室 子育て支援センター室 相談室 敷地面積 1,488.83 m ² 延床面積 685.79 m ²

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1	栄養士	3
保育士	17(うちパート 6人)	調理員	1
保育補助	6	事務員	2
看護師	1	嘱託医	2

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- * 郵便局、警察交番、消防署、幼稚園、コミュニティセンター、サービスセンターなど多様な公共施設が近隣にあり、社会性に富んだ保育が展開されています。
- * 地域の要望に応じて保育所が開所されています。延長保育時間を含めて平日は、午前7時から午後8時まで、土曜延長保育は午後6時まで、休日保育は午前8時から午後6時まで開所されています。
- * 幼稚園、小学校、市内保育園との交流会が頻繁に行われ、よく連携がなされています。
- * 盆踊り大会、運動会、生活発表会への多数の地域住民の参加があります。又、地域の3ヶ所のサービスセンターに慰問活動も行っています。
- * 「子育て支援センター」を核として、育児相談・電話相談などの活動を展開して施設機能を地域に還元しています。隣接のコミュニティセンターでも育児教室、調理教室を実施するなど地域への働きかけを行っています。
- * 献立表と給食便りを毎月家庭に配布するとともに、毎日昼食のサンプルを子ども達に掲示しています。栄養士により、子どもにはクイズ形式で食育指導をし、保護者には毎年試食会を実施して意見聴取をするなどして食育に励んでいます。
- * 毎日の活動を玄関ホールに写真で掲載、登園してくる子どもと保護者たちに楽しい雰囲気を提供しています。

◆ 特に改善を求められる点

- * 個々の職員の研修履歴書を作成して、一人ひとりの職員の資質の向上に向けた研修体制の確立が求められます。
- * 保育サービスの場面において、手順書やマニュアルを整備されたい。
- * サービスの多様化により勤務が変則になっていますので、担当の代理、早番、遅番の保育士間での引き継ぎを密にして、子どもの受け入れ引渡しの際には保護者が安心感を持てるように、配慮した対応が望まれます。
- * 防犯、安全面に考慮すると、玄関付近に外灯の設置が望まれます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審しようと職員一同で受審しました。評価の結果、色々な課題が明確になったことは、現在の保育を見直す良い機会を得たと思います。今後は、課題をひとつひとつクリアして、保育サービスと職員の質の向上を目指し、地域に根ざした保育園運営を展開してゆきたいと思います。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> * 法人の基本理念が、「保育のしおり」「入園のしおり」に明示され、保護者には入園式での説明が行われ周知の取り組みがなされている。 * 職員に理念や基本方針を周知し、理解を促す取り組みが十分ではない。
2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> * 計画の策定は、リーダー会議で検討して、職員会議で決定するという手順で組織的に行われている。 * 市との指定管理者協定とは別に、園独自の中・長期計画の策定が必要である。
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> * 園長は、水道弁の交換による減水化、空調設備のハイブリッドへの交換等により経営の効率化に取り組んでいる。 * 園長は自らの役割と責任について、文書により表明することが必要である。 * 遵守すべき法令等をリスト化して職員に周知する取り組みが必要である。
評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> * 子育て支援センターの利用者アンケートを実施したり、「保育所入所世帯状況」「乳幼児一時預かり申込書」等で福祉ニーズを把握している。 * リーダー会議で経営状況の把握・分析を行っているが、改善に向けた取り組みが十分ではない。 * 公認会計士等の専門家による外部監査は行われていない。平成 22 年度から導入の予定。
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> * 職務分担票が作成されており、職員会議で周知している。 * 有給休暇は、毎月 20 日までに申請すれば確実に翌月取得できる体制になっている。 * 実習生マニュアルが作成されており、実習生受け入れの意義や方針が全職員に周知されている。 * 客観的な基準に基づいた人事考課を実施していない。 * 個々の職員の研修履歴書が作成されておらず、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> * 安全管理における各種マニュアルが整備され、全職員に周知されている。 * ①発生状況、②園の処理、③保護者への連絡状況、④園長への連絡の項目を内容とする「事故記録簿」により発生した事故を把握している。 * 「設備点検安全表」により細かく園内の設備点検をして、利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> * 幼稚園と小学校との合同交流会が年 10 回。幼稚園との交流会が年 6 回。市内保育園交流会年 2 回実施と、よく連携がなされている。 * 盆踊り大会、運動会、生活発表会への多数の地域住民の参加がある。又、地域の 3ヶ所のサービスセンターに慰問活動も行っている。

	<ul style="list-style-type: none"> *「子育て支援センター」を核として、育児相談・電話相談などの活動を展開して施設機能を地域に還元している。隣接のコミュニティセンターでも育児教室、調理教室を実施するなど地域への働きかけを行っている。
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> *一人ひとりの子どもや保護者に対して、理解を深め尊重し受容しようとする姿勢が明示されている。 *保護者からの意見・相談・苦情等を述べやすい体制が確保され、共通の理解を得るための機会を設けている。 *子どもの生活リズムを把握し、食事、排泄等の快適性にも配慮して清潔に保たれているが、乳児トイレのプライバシーの確保に一工夫が望まれる。
<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> *生活環境は適切に整備されている。 *健康管理面では健康診断を実施し、疾患に対しては医師の指示のもと適切に対応している。 *遊びや生活面では、絵本、紙芝居、英語等で興味や関心がもてるような配慮をしている。 *特別保育は、地域の需要に応じ、多様なサービスを提供している。 *保育サービスの実施の記録はされているが、職員間での情報の共有化が十分ではない。
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> *サービス開始は、オリエンテーションで説明・同意を得ている。 *保育所変更時の引き継ぎ書は定めていない。
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> *子どもや保護者の情報は、責任者に伝わる仕組みがある。 *アセスメントにより、課題の把握はできているが、サービス場面毎に課題の明示が個別になされていない。 *指導計画の評価や見直しは、時期の設定や職員で検討する仕組みはあるが、組織として記録や手順書が定められていない。 *支援が必要な子どもの把握に努めているが、結果を踏まえた具体的な支援方法の明示がされていない。

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	B
	② 理念や基本方針が利用者等に周知している。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	C
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 計画が職員や利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	B
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	B
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	B
	③ 外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	C
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
⑥	発生した事故を把握している。	A
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	A
②	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
③	施設が有する機能を地域に還元している。	A
④	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	A
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	B
③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
④	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
①	地域の福祉ニーズを把握している。	A
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	B

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
②	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
③	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	B
④	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行なっている。	A
⑤	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
③	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
④	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
⑤	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
⑥	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B

	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B
Ⅲ-1-(3)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	B
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	A
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1)	質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2)	個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。	
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	C
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	B
Ⅲ-2-(3)	生活環境が適切に整備されている	
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4)	保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。	
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	B
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがわれるような取り組みがなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A

	⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心をもてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	B
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	B
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	B
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	B
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	B
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	B
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	B
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	C
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	A
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	B

③ 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
④ 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	C
⑤ 身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	B
⑥ 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	B
⑦ 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	B
⑧ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	C
⑨ 子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
⑩ 保育計画・指導計画を適切に策定している。	B
⑪ 保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	C